

現況届の受付が始まります

特別児童扶養手当と特別障害者手当

特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障がいのある児童の父、母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

●手当月額

1級

該当児童1人につき

5万750円

2級

該当児童1人につき

3万3800円

※前年の所得が一定額以上のときは、手当の全部が支給停止となります。

●支給制限

次のような場合は、手当を受取る事ができません。

①児童が障害を理由とする年金を受けているとき、または受けることができるとき

②児童が児童福祉施設等に入所しているとき

特別障害者手当

在宅で身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする満20歳以上の人に支給されます。ただし、所得による制限があります。

●手当月額

2万6440円

障害児福祉手当

在宅で身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする満20歳未満の人に支給されます。ただし、所得による制限があります。

●手当月額

1万4380円

現況届をお忘れなく

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当を受給中の人は、8月11日から9月10日までに現況届の提出が必要です。

この届け出がない場合、8月以降の手当が受けられなくなります。また、届け出をしないまま2年を経過した場合は、受給権を失います。ご注意ください。

受付の日程は次のとおりです。
なお、該当される人には後日通知します。

◇日時 8月11日(水)～9月10日(金)
8時30分～17時15分

◇場所

くらし部 福祉課 ☎(23)92235

山内支所 くらし課 ☎(45)29006

北方支所 くらし課 ☎(36)60200

問 くらし部 福祉課

☎(23)92235



担当:八坂

[有料広告]

平成22年 佐賀県金婚夫婦表彰式のご案内

とき 10月17日(日)13時～ ところ 武雄市文化会館(武雄市武雄町武雄5538-1)

西日本新聞社主催:参加費 無料/申込締め切り 平成22年8月25日(水)

対象者 昭和35年(1960)御結婚のご夫婦(結婚50周年が過ぎた方で、同表彰式に参加されていない方も可) 証明書類は必要ありません。西日本新聞をお読みでない方も参加頂けます。

申込方法 申込書に必要事項を記入のうえ、お近くの西日本新聞エリアセンター(販売店)もしくは事務局に送付。 エリアセンター(販売店)に申込書は準備しています。お電話いただければ申込書をお届けします。

詳しくは西日本新聞金婚夫婦表彰式事務局まで TEL092-711-5113 FAX092-713-7117 午前10時～午後5時
(株)西日本新聞社 〒810-8721 福岡市中央区天神1-4-1